

議案第90号

特別区道路線の認定

上記の議案を提出する。

令和2年9月15日

提出者 世田谷区長 保坂展人

(説明) 道路法第8条第2項の規定に基づき、本案を提出する。

特別区道路線の認定

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定により、特別区道路線を次のように認定する。

整理番号	起 終 点	備 考
R 2 - 1 7	鎌田四丁目60番15の内から 世田谷区 大蔵六丁目108番の内まで	別図のとおり
R 2 - 1 8	32番1の内から 世田谷区大蔵六丁目 37番8まで	別図のとおり

(参考)

番号	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)	面 積 (平方メートル)	道路の現況
1	391.70	16.00	6266.96	未整備
2	12.90	16.00	256.68	未整備

(参考)

案内図

— 新たに認定する特別区道路線(区域決定)

街区
(1) 鎌田四丁目5番から大蔵六丁目8番まで
(2) 大蔵六丁目7番から1番まで

